

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

平成29年6月12日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

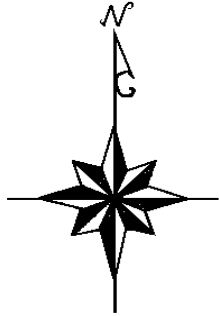
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起点 終点	
小226号線	青梅市黒沢1丁目713番43 青梅市黒沢1丁目690番4	別記図面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市黒沢1丁目地内

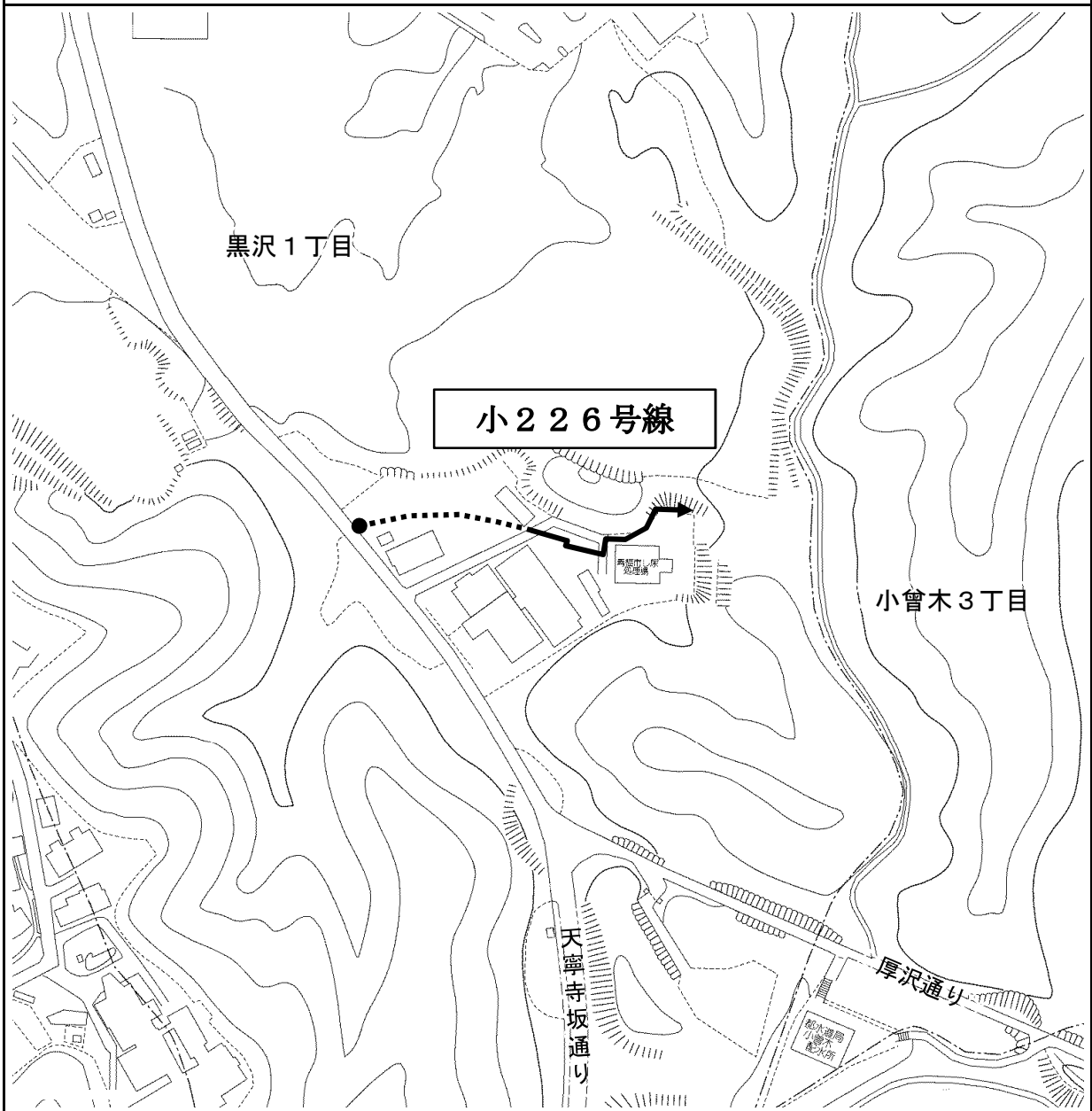


一部廃止する部分



一部廃止後の路線

延長（廃止部分）93.53メートル



議案第19号の附属資料

市道路線の一部廃止資料

議案 番号	路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分				
		延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m ²	道路部面積 m ²
19	小226号線	93.53	1.21	—	—	—